

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 2 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2013～2016

課題番号：25380603

研究課題名（和文）フランスの新しい会計基準機構のガバナンス体制と会計国家戦略の研究

研究課題名（英文）A Research into Accounting Setting Body and Its Strategy: French Case Study

研究代表者

小津 稚加子 (Ozu, Chikako)

九州大学・経済学研究院・准教授

研究者番号：30214167

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：新しい会計基準設定主体である会計基準庁では、エビデンス・ベースの会計基準設定を志向し、研究者コミュニティとの緊密な関係の構築を会計基準庁が自ら主導しつつある。IFRS適用後のフランス会計基準設定主体の行動はフランスの基準設定の長い歴史において、これまでにない新しさがある。エビデンス・ベースであるよう奨励していること、研究テーマは時機を得たものであることが要求されている。

総括すると、かつての利害調整型の基準設定は見受けられなくなった。これに代わり、学術的知見の収集と研究者コミュニティとのネットワーク型に変容しつつある片鱗を見出すことができた。

研究成果の概要（英文）：This study reports an initiative and strategy of the accounting setting body adopted by the French Accounting Setting Body to gain control and effects over accounting setting process in international and European context. In France, a new agency was established, and since then, the strategic report demonstrates a unique opportunity to work with researchers. This initiative marks an interesting case study to encourage the evidence-based accounting setting nationally.

研究分野：国際会計

キーワード：会計学 フランスとグローバル化 財務報告 基準設定過程の複雑化

1. 研究開始当初の背景

EU加盟諸国の市場統合に向けた現実の流れと軌を一にして、統一的な会計基準 具体的には、国際財務報告基準(IFRS)の採用とローカル基準への影響が会計および財務報告における関心領域となった。EUは2005年以降、上場企業の連結財務諸表にIFRSを適用した。しかし、フランスの学界では、IASBの正統性に対する疑問や配分の原則を主張する見解が近年際だって強くなってきた。(小津稿「フランスにおける展開」『公正価値測定の意義とその限界』日本会計研究学会特別委員会最終報告書, 117-131頁。2011年。)北村敬子教授を主査とする『公正価値測定の意味と限界』に関する研究グループが対象とした、ドイツ(井原理代教授稿)、イギリス(田代樹彦教授稿)との比較においてもフランスは公正価値測定の拡大に極めて慎重な考えをもっていることが判明した。

その背景には、フランスの個別会計は社会性が強い会計システムが特徴であったが、(a)IFRS(の利益観)が徐々に個別会計の改訂に浸透しつつあるという実情があり、一方で、(b)依然としてステークホルダー志向が強いため、基準設定主体内部の利害調整過程が複雑になった、そのために当面、公正価値測定の対応は保守的な態度で臨んだのではないかと考えられる。

2. 研究の目的

そこで、本申請課題では、フランスの新しい会計基準機構(ANC)における、基準設定主体内の利害調整過程を明らかにする。その際に、フランスの個別会計における社会性が強い会計システムと、IFRSの利益観に焦点を当てつつ、新しい会計基準設定主体内の変容を解明することを目的とする。

フランスのみを対象にした研究をするが、学界から他の国を対象とした研究成果ができれば、ドイツやイギリスとの比較研究が蓄積されていくと考える。特に、フランス会計学界の主張をつぶさに学び、正しく理解することを通じて、「グローバル社会に容易に迎合しない国の論拠」を理解できるようになる。

ふたつめは、フランスでは上場企業の連結財務諸表へのIFRS適用の影響・効果がどう評価され、これを踏まえ非上場企業・個別財務諸表・新興企業への適用の素案、国際会計基準審議会へのアジェンダ戦略、国内企業の会計規制など将来の国家戦略がどのように構築されていくのか、将来の展開を推定することも可能になる。

3. 研究の方法

リサーチサイトであるフランス会計基準庁が公表する資料、文献研究の渉猟にもとづ

く記述研究。非定量的な研究方法を使用した。

こうした研究手法を採る理由は次の通りである。つまり、将来の金融監督行政を方向付ける内部の論点を解明するためには、内部の一次資料を直接読むのが適切と考えた。

本研究における検証仮説は次の通りである。

仮説1: 1947年から2005年以前までのフランスにおける状況と比較すると、会計基準設定主体のガバナンス体制は対外的な会計国家戦略を反映したものになった。

仮説2: フランスの新しい会計基準機構(ANC)への組織変更は、EC委員会を通じたIASBとの外部関係を簡素化させたが、その結果として、内部の構造は複雑化した。

仮説3: ANCの内部構造の複雑化は、フランス国内のステークホルダー間の調整が複雑化したことに由来している。

これら3つの仮説のうち、本研究課題を遂行する期間において、仮説2に注力した。

4. 研究成果

2.に掲げた研究目的は大きく分けて3つある。ひとつめは、フランスの個別会計における社会性が強い会計システムへの影響の調査、ふたつめは、IFRSの利益観に焦点を当ててフランスにおける浸透性を明らかにすること、この2つを通じて、新しい会計基準設定主体内の変容を解明することである。このうち、利益観の浸透性については継続して調査中であるので、他の2つについて研究成果を述べる。

まず、企業の大多数が中小企業であるという認識がある(Colasse, B.;藤田訳[2015])。

会計制度のあり方について、SME版IFRSを適用することは慎重な考えが明示され、二分化が確認できた。これと併せて、会計基準設定主体の戦略的な行動の源泉として学術的な研究成果の活用が意図されていることが明らかになった。

また、過去の研究でフランス国内にも、公正価値擁護論はあったことは分かっていた。そこで、IFRSのpro/con双方の議論をANC内部の議論にあるか調査したが、見つからなかった。むしろ、新しい会計基準設定主体である会計基準庁では、エビデンス・ベースの会計基準設定を志向し、研究者コミュニティとの緊密な関係の構築を会計基準庁が自ら主導しつつある。IFRS適用後のフランス会計基準設定主体の行動はフランスの基準設定の長い歴史において、これまでにない新しさがある(詳しくは、小津[2017]を参照された)。要約すると、

- ・研究志向を内外に明確に伝えている
- ・研究内容に関しては、資本市場研究への重点移行がある
- ・重点領域には非財務情報のディスクロージャーと排出権取引や汚染予防のメカニズムなど環境会計のテーマをも含んでいる
- ・人的ネットワークに関しては、会計基準設定主体をパブリック・セクターに据え置くという連続性のなかに民間の研究力を取り込むという連携型である。

パブリック・セクターが、研究者が生み出す学術的知見の情報収集センターになりつつあるという試みである。

こうした試みにおいては、まず財務報告と金融をも含む研究成果を統合し、フランスの研究力を底上げし、さらに IASB の基準開発と EC および EFRAG に積極的にコミットすることが意図されている。

しかしながら、研究方法に着目すると実証研究に依存するとはいえ、伝統的な理論の変遷や各国の比較分析、歴史研究、実務の現状調査も奨励されており、多様な研究方法を活用する可能性が示されている。とくにフランスの伝統的な価値に重きを置く研究主題には、記述的・歴史的研究手法が用いられ、社会性が強い会計システムを擁護する論理構成になっていることが判った。

とはいえ、いずれもエビデンス・ベースであるよう奨励していること、研究テーマは時機を得たものであることが要求されている。

総括すると、かつての利害調整型の基準設定は見受けられなくなった。これに代わり、学術的知見の収集と研究者コミュニティとのネットワーク型に変容しつつある片鱗を見出すことができた。

このことは、本研究課題を開始した時に設定した仮説のうち、2. について、利害調整関係の「複雑化」は支持されなかったことを意味する。むしろ、国外との折衝ないしは貢献において、これまでにない戦略を試みているという解釈さえ成り立つ。会計基準設定主体のこのような変化については今後も注視する必要があるとともに、利益観の浸透についても継続調査したい。

なお、研究体制は、申請者 1 名による個人研究であり、研究分担者は依頼していない。

研究の中間段階で、国内の研究会、ワークショップで報告した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

1. 小津稚加子「会計基準設定主体の戦略と会計研究 フランスにおける IFRS 適用後の動向」小津稚加子編著『IFRS 適用の

エフェクト研究』第 7 章所収、中央経済社 2017、123 - 136 頁。

2. 小津稚加子「フランスの会計基準設定主体における戦略プランの構想」『日本会計研究学会特別委員会最終報告書』2015、72 - 79 頁。

3. 小津稚加子「フランスの新しい会計基準設定機関 (ANC) の設立の経験」『九州大学経済学会 経済学研究』第 81 巻 2,3 号、2014、1 - 10 頁。

[学会発表](計 2 件)

1. 小津稚加子「わが国におけるフランス会計学研究 - 系譜探求のための一試論 -」日本会計研究学会九州部会第 99 回大会、2017 年 3 月 18 日、長崎大学(長崎県長崎市)。

2. 小津稚加子「IFRS 適用のエフェクト：フランスの会計基準設定機関の動向」会計サマーセミナーイン九州、2016 年 8 月 17 日、鹿児島県立短期大学(鹿児島県鹿児島市)。

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小津 稚加子 (OZU, Chikako)

九州大学・大学院経済学研究院・准教授

研究者番号: 30214167

(2) 研究分担者

なし

(3)連携研究者
なし

(4)研究協力者
なし